「働き方改革」への対応はお済みですか?

2019年4月1日より働き方改革関連法が施行され、

- ◎「年間5日の有給休暇取得の義務化」
- ◎「時間外労働の上限規制」(※中小企業の場合は2020年4月1日より施行)
- ◎「非正規労働者への不合理な待遇差の禁止」

(※2020年4月1日より施行、中小企業の場合は2021年4月1日より施行)等が取り決められました。 そこで、「就業規則の作成方法」「賃金規定の見直し」「労働関係助成金の活用」等、働き方改革に関する様々なご相談に、<u>社会保険労務士</u>が応じます。 まずは、お気軽にお問合せ下さい。

働き方改革無料相談会

【会 場】下関商工会館 2階 相談室

(下関市南部町21-19)

【日 程】毎月 第3金曜日

(7/19, 8/16, 9/20, 10/18, 11/15, 12/20, 1/17, 2/21)

※日程は変更になる場合がございます

【時 間】13:00~16:00

【相談時間】1社60分間

【申 込】事前予約優先(但し、予約が空いている場合は急なご相談も可)

【お申込み・お問合せ】下関商工会議所 経営支援部

TEL: $0 \ 8 \ 3 - 2 \ 2 \ 2 - 3 \ 3 \ 3$